

差替え版

平成29年8月3日
廃棄物減量等推進審議会
資料1-3

こつこつ小平「もったいない」が 根づくまち

小平市一般廃棄物処理基本計画（改訂）

ごみ処理基本計画／生活排水処理基本計画／災害廃棄物処理計画

— 骨子案 —

平成29年（2017年）7月

小 平 市

第1章 計画の位置づけ

1. 計画（改訂）策定の背景

小平市では、平成15年（2003年）3月に、「循環型社会の形成推進」を基本理念とし、小平市における廃棄物の減量と処理に係る事業の根幹となるものとして、前計画（「小平市ごみ処理基本計画」）を策定しました。

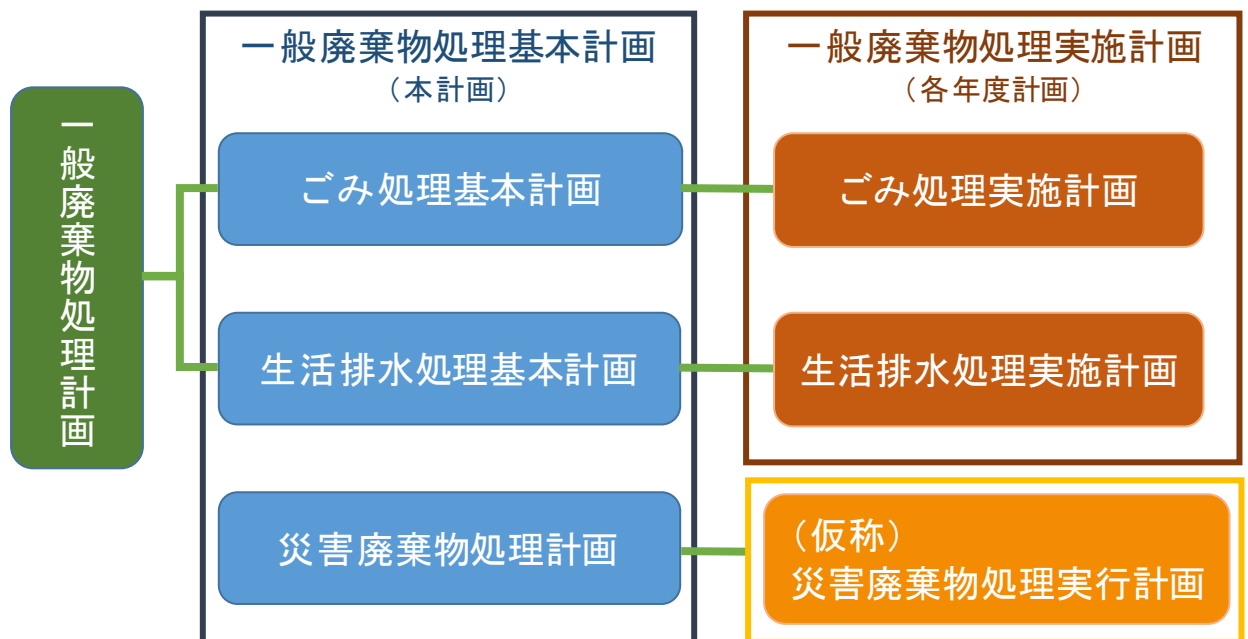
前計画は、平成15年度（2003年度）から平成24年度（2012年度）までを計画期間とするもので、平成19年度（2007年度）に中間改訂を行いました。平成24年度（2012年度）には、計画の改定を予定していましたが、今後の廃棄物処理体制に大きな影響がある3市共同資源化事業（後述）について明確な方向性が定まっていなかったことを踏まえて、計画期間を1年間延伸し、平成25年度（2013年度）までとしました。

その後、平成26年（2014年）3月に、今後の循環型社会の確立を目指して、前計画の見直しを行い、総合的かつ計画的な廃棄物処理事業を推進するための方向性などを定める「小平市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

今回の改訂は、計画策定から4年を経過し、中間目標年度に達したことに伴う計画の定期見直しです。

また、本計画においては、ごみと資源物（以下「廃棄物」といいます）のほか、生活排水（汲み取り式便所のし尿等をいい、下水として処理される物を除きます）、災害廃棄物に係る今後の処理等についても、合わせて定めます。

なお、本計画に基づいて、一般廃棄物処理実施計画を各年度に定めます。

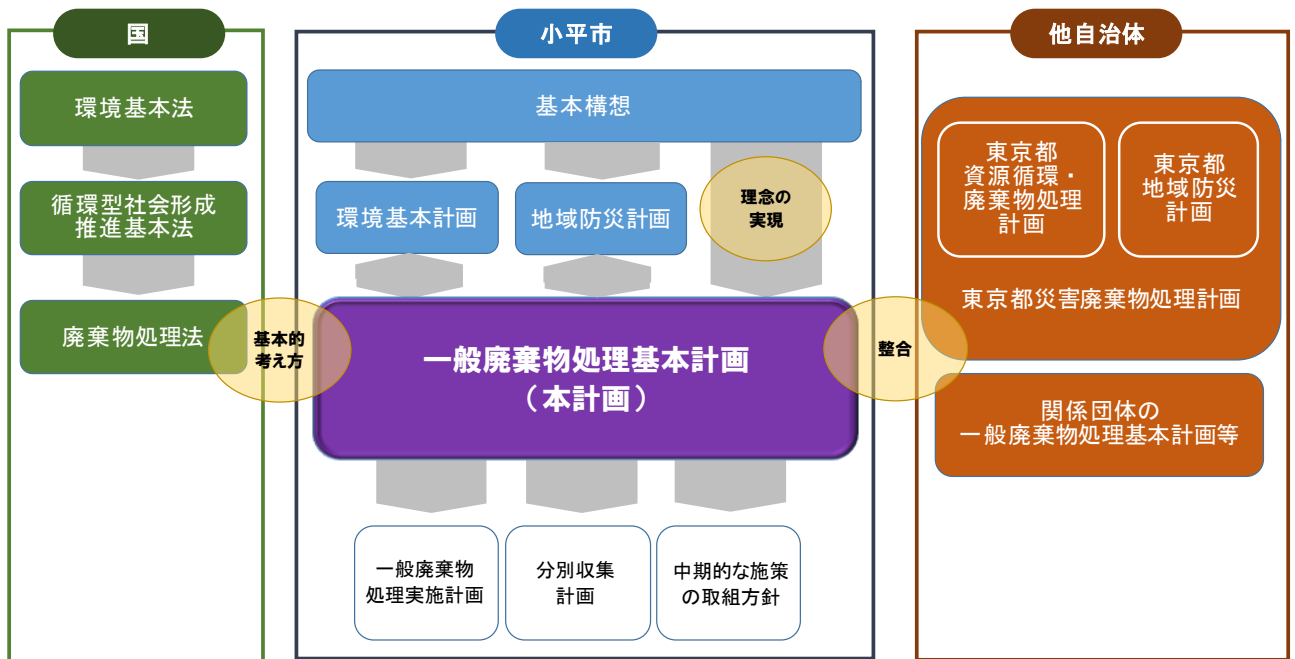


2. 本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水・災害廃棄物の処理に関する基本計画）であり、本計画と他行政計画との関係性を図示します。

「小平市第三次長期総合計画 基本構想」の理念の実現に向けた廃棄物部門の計画として、「小平市第二次環境基本計画」を踏まえつつ、さらなる廃棄物の減量と適正処理への方策を定めます。

また、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」・「東京都災害廃棄物処理計画」のほか、小平・村山・大和衛生組合及び同組合の構成市である武蔵村山市と東大和市など、関係地方公共団体の一般廃棄物処理基本計画等との整合を図ります。



3. 計画の基本事項

(1) 計画対象期間及び目標年度

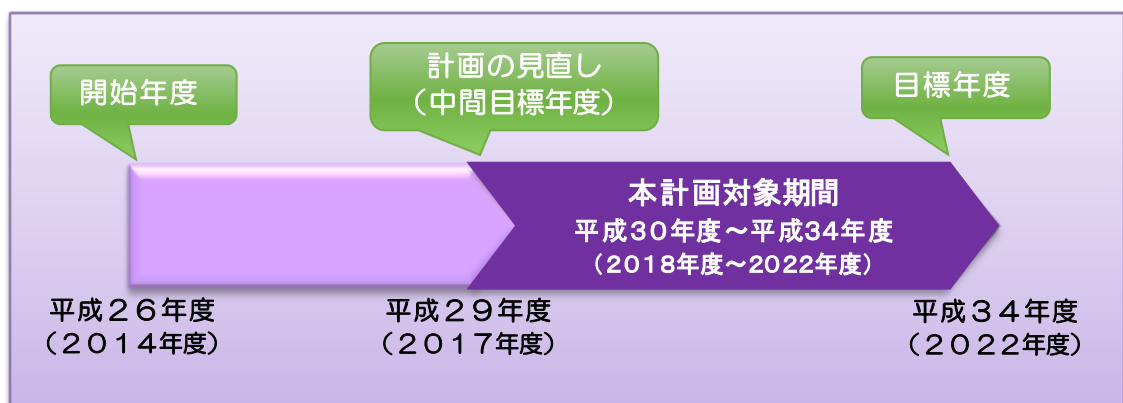
平成26年度（2014年度）から平成34年度（2022年度）のうち、本計画対象期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とし、最終目標年度を平成34年度（2022年度）とします。

なお、通常は、計画期間は10年間とし、改定の時期を小平・村山・大和衛生組合を構成する他の2市と合わせていますが、平成26年度（2014年度）の改定に当たっては、前計画の計画期間を1年間延伸したことを踏まえて、次回の計画改定の時期を合わせることができるよう、9年間としています。

(2) 計画の見直し・改定

本計画は、平成34年度（2022年度）に全面改定を行います。

また、計画の前提となる条件に大幅な変動が生じたときには、適宜見直しを行います。



(3) 計画対象地域

小平市域とします。

(4) 計画対象主体

小平市民、小平市内の事業者及び小平市とします。

(5) 計画対象廃棄物

小平市内で発生する一般廃棄物（産業廃棄物以外の廃棄物）とします。

第2章 現状と課題

1. 廃棄物減量のこれまでの取組

(1) 廃棄物減量の意義

廃棄物は、私たちの生活を支えている生産から消費に至る活動の結果として生じます。そして、廃棄物の発生は、廃棄物処理の段階だけではなく、生産から消費を経て廃棄に至るまでのすべての過程において資源・エネルギーを消費し、環境への負荷をもたらしていることを意味します。この問題は20世紀後半の経済発展に伴い、深刻化してきました。

今後は、「大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会」を改め、環境への負荷を低減し、安全・安心に暮らしていくことができる持続可能な「循環型社会」に変革する必要があります。

(2) これまでの市の取組

市では、平成元年度（1989年度）からモデル地区での資源物の分別収集を始め、平成5年度（1993年度）より市内全域で、古紙や古布、ビン、カンといった資源物の分別収集をスタートして、リサイクルセンターで資源選別作業を開始しました。

その後、平成9年度（1997年度）にはペットボトルの全市分別収集を、平成14年度（2002年度）にはプラスチック容器（容器包装プラスチックのうち硬質の物）の全市分別収集を開始するなど、徐々に資源化を拡大してきました。近年では、平成22年度（2012年度）から、食物資源循環モデル事業を開始し、生ごみの減量と食物資源としてのリサイクルを図っています。

また、平成8年度（1996年度）には粗大ごみの有料化を、平成12年度（2000年度）には事業系ごみの全面有料化を実施して、ごみの排出抑制などを図っています。

【計画策定年度（平成25年度（2013年度））以降の主な取組】

| 項目 | 取組内容・取組実績 |
|------------------------------|---|
| <u>使用済み小型家電 リサイクルの実施</u> | <u>平成25年度（2013年度）のこだいら環境フェスティバルから回収を実施し、その後、イベント回収、日時場所を定めての拠点回収（リサイクルきゃらばん）を年に6回のペースで実施したほか、回収ボックスを設置しました。</u> <u>回収実績</u> <u>平成26年度（2014年度）：1,321.8kg、平成27年度（2015年度）：2,809.5kg、平成28年度（2016年度）：2,988kg</u> |

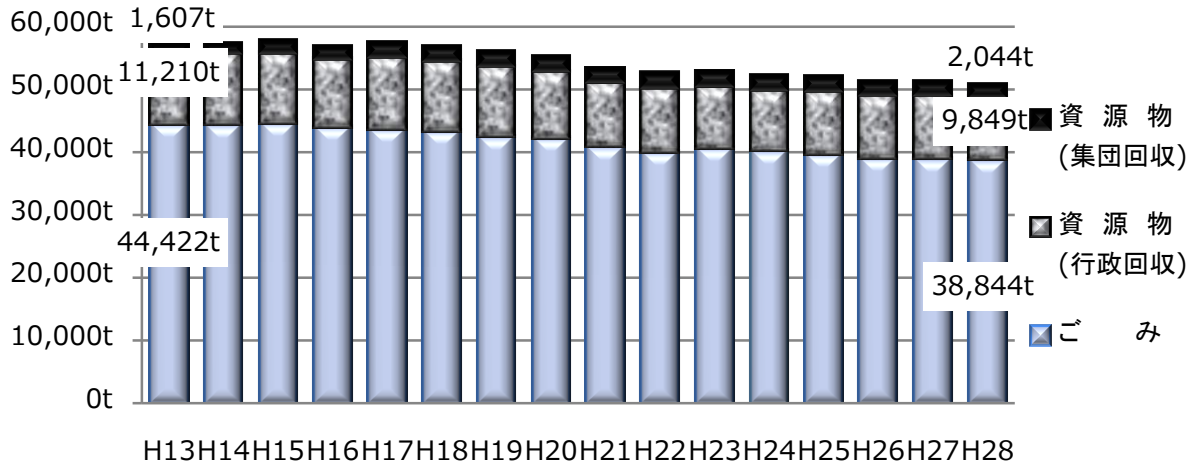
| | |
|------------------|--|
| | <p><u>回収ボックス設置実績</u></p> <p>平成26年度（2014年度）：市内3か所、平成27年度（2015年度）：市内6か所 計9か所</p> |
| 資源化品目の拡大 | <p>平成26年（2014年）11月に分別変更し、資源化品目を拡大しました。</p> <p><u>資源化品目</u></p> <p>スプレー缶・ガスカートリッジ缶、ライター、金属製のなべ・やかん・フライパン（「アルミ製のなべ・やかん」から拡大）、ぬいぐるみ、かばん、帽子、ネクタイ、ベルト、羽毛布団、アルミコーティングされた紙パック（酒パックなど）</p> <p>そのほか、拠点回収を「リサイクルきゃらばん」と名付け、年に6回のペースで実施し、更なる資源化を図りました。</p> <p><u>リサイクルきゃらばんにて回収した品目</u></p> <p>陶磁器製の食器、小型家電、未利用食品、廃食油、紙パック、雑貨（使用可能な玩具、ぬいぐるみ（最大辺30cm以内）、育児用品</p> |
| ごみ分別アプリの運用開始 | <p>平成27年（2015年）10月には、スマートフォン・タブレット端末向けに、ごみ分別アプリの運用を開始しました。</p> <p><u>アプリのダウンロード件数</u></p> <p>（ごみ分別アプリの）運用前（平成27年（2015年）10月）：885、運用後（平成28年度（2016年度）末）：8,301 ※市把握</p> |
| 食物資源循環モデル事業の規模拡大 | <p>平成22年度（2012年度）から開始した、生ごみの減量と食物資源としてのリサイクルを目的とした「食物資源循環モデル事業」を拡大し、平成28年度（2016年度）には、目標に掲げていた参加世帯数（1,000世帯）を概ね達成しました。</p> <p><u>参加世帯数（資源化量）</u></p> <p>平成26年度（2014年度）：761世帯（47t）、平成27年度（2015年度）：936世帯（59t）、平成28年度（2016年度）：989世帯（60t）</p> |

一方、平成4年度（1992年度）に、リサイクルフェスティバル実行委員会（現ごみ減量推進実行委員会）を発足したことをはじめとして、廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員（愛称クリーンメイトこだいら）を設置して、市民と事業者と行政とが協働や連携をできる体制を立ち上げています。

(3) 廃棄物量等の推移

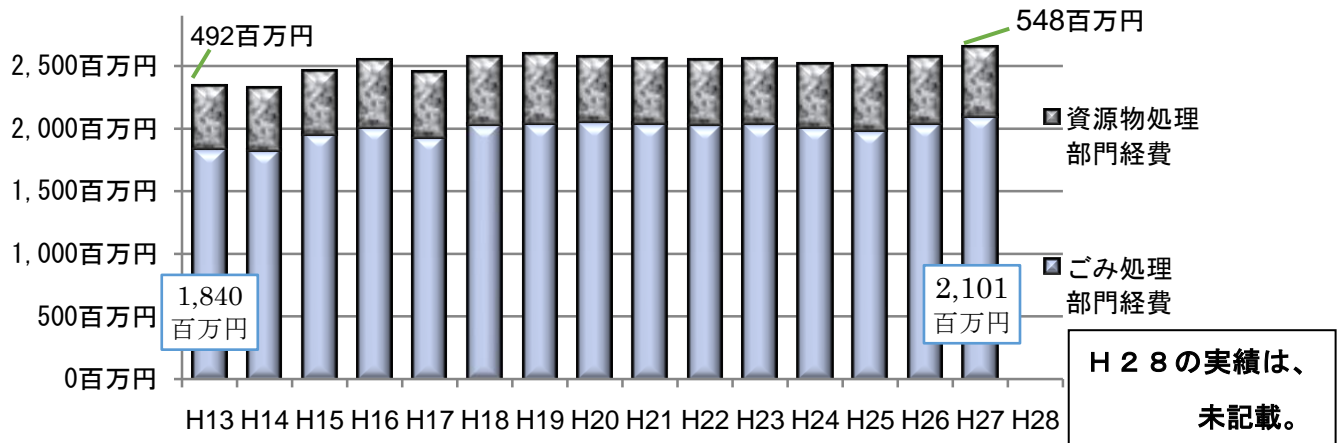
① 廃棄物量の推移

前回の計画改定以降、廃棄物量については、概ね順調に減量を続けています。



② 経費の推移

廃棄物の処理に要する経費は、平成18年(2006年)7月より施設稼働した東京たま広域資源循環組合でのエコセメント化事業の実施に関連した経費の増があったほかは、概ね大きな増減はなく推移しています。



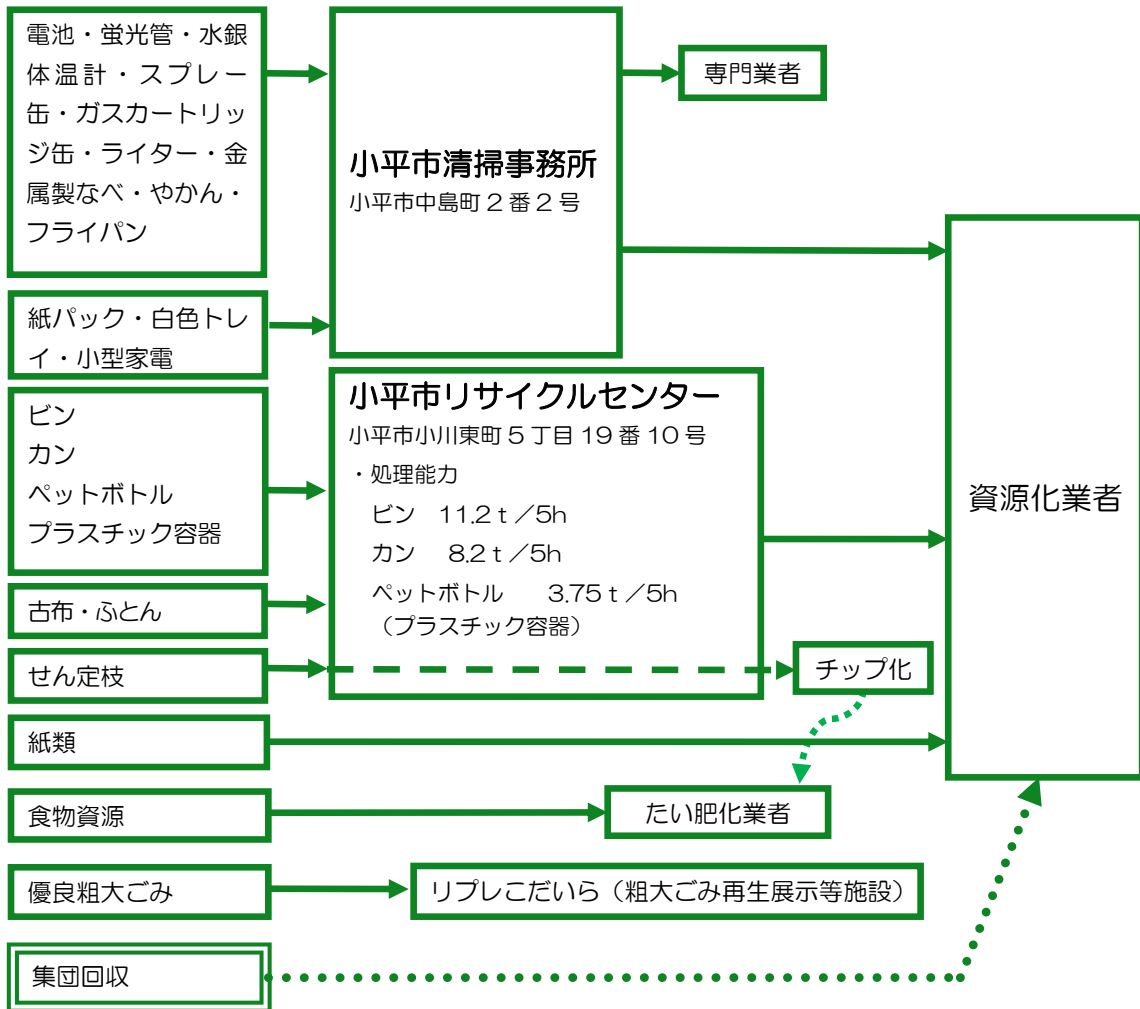
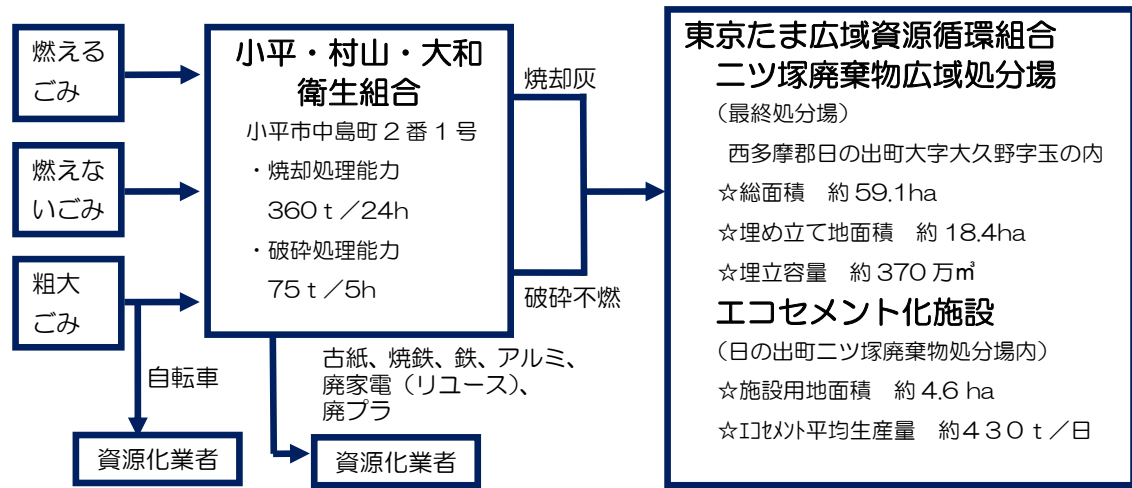
2. 廃棄物処理の現状

(1) 現状の廃棄物処理フロー

① 廃棄物の分別区分と収集方法など

| 排出者 | 廃棄物の種類（分別の区分） | | 収集方法 | 収集頻度 | 収集主体 |
|------------------------|--|--|--------------------------|-----------|-------|
| 市民 | ごみ | 燃えるごみ | ステーション方式による定期収集 | 週2回 | 市（委託） |
| | | 燃えないごみ | ステーション方式による定期収集 | 週1回 | 市（委託） |
| | 資源物 | 新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール | ステーション方式による定期収集 | 週1回 | 市（委託） |
| | | 古布類、 <u>ふとん</u> | ステーション方式による定期収集 | 週1回 | 市（委託） |
| | | ビン、カン、ペットボトル、プラスチック容器、 <u>金属製なべ・やかん・フライパン</u> | ステーション方式による定期収集 | 週1回 | 市（委託） |
| | | <u>スプレー缶・ガスカートリッジ缶、ライター</u> 、電池、蛍光管、水銀体温計（水銀血圧計） | ステーション方式による定期収集 | 週1回 | 市（委託） |
| | | 紙パック | 小売店又は公共施設に設置する回収ボックスから収集 | 随時 | 市（委託） |
| | | 白色トレイ | 小売店又は公共施設に設置する回収ボックスから収集 | 随時 | 市（委託） |
| | | <u>小型家電</u> | 公共施設に設置する回収ボックスから収集 | 随時 | 市（直営） |
| | 食物資源（食物資源循環事業参加世帯に限る。） | ステーション方式による定期収集 | 週1回 | 市（委託） | |
| | 粗大ごみ | 戸別収集 | 申し込みに応じて随時 | 市（委託） | |
| | 臨時ごみ（1日平均10キログラムを超える量、又は臨時に200キログラム以上の量） | 戸別収集 | 申し込みに応じて随時 | 市（直営） | |
| | 事業者 | 1日平均10キログラムを超える量を排出する場合 | 事業者において定める | 収集運搬許可業者等 | |
| 1日平均10キログラム未満の量を排出する場合 | | 事業者において定める | 収集運搬許可業者等 | | |
| | | 市民が出すごみ及び資源物と同じ。 （ただし、各事業所の前から収集。） | | | |

② 廃棄物の中間処理、最終処分及び資源化の流れ（フロー）



3. 前計画の数値目標の評価

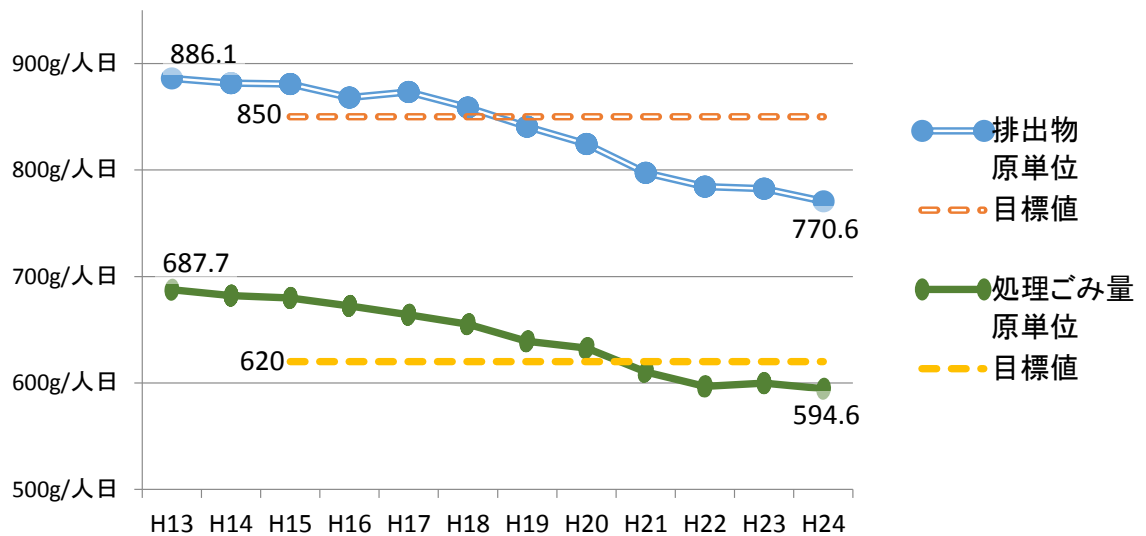
前計画で設定した数値目標については、以下のとおり、2つが未達成であるものの、主要な目標としている排出物原単位（市民一人1日当たりのごみ・資源物の総量）を含む5つを達成しています。

こうした結果については、概ね良好なものと評価します。

| | 計画目標値 | 平成13年度 (2001年度) | 平成19年度 (2007年度) -中間目標年度- | 平成24年度 (2012年度) | 達成状況 |
|-----------|---------------|-------------------------|--------------------------------|-------------------------|------|
| 排出物原単位 | 850.0g/人日 | 886.1g/人日 | 840.5g/人日 | 770.6g/人日 | 達成 |
| 処理ごみ量原単位 | 620.0g/人日 | 687.7g/人日 | 639.0g/人日 | 594.6g/人日 | 達成 |
| 収集ごみ量原単位 | 550.0g/人日 | 608.3g/人日 | 564.2g/人日 | 532.5g/人日 | 達成 |
| 持込ごみ量 | H15～:5,000t/年 | 5,127t/年 | 4,973t/年 | 4,203t/年 | 達成 |
| | H20～:4,900t/年 | | | | |
| 資源物混入率 | 10%以下 | 可燃16.3% ^(注1) | - | 可燃12.8% ^(注2) | 未達成 |
| | | 不燃19.7% ^(注1) | | 不燃26.0% ^(注2) | |
| 収集時リサイクル率 | 30.0% | 22.4% | 24.0% | 22.8% | 未達成 |
| 最終処分量 | H15～:5,500t/年 | 5,877t/年 | 5,281t/年 | 4,885t/年 | 達成 |
| | H20～:5,200t/年 | | | | |

注1)平成14年度調査

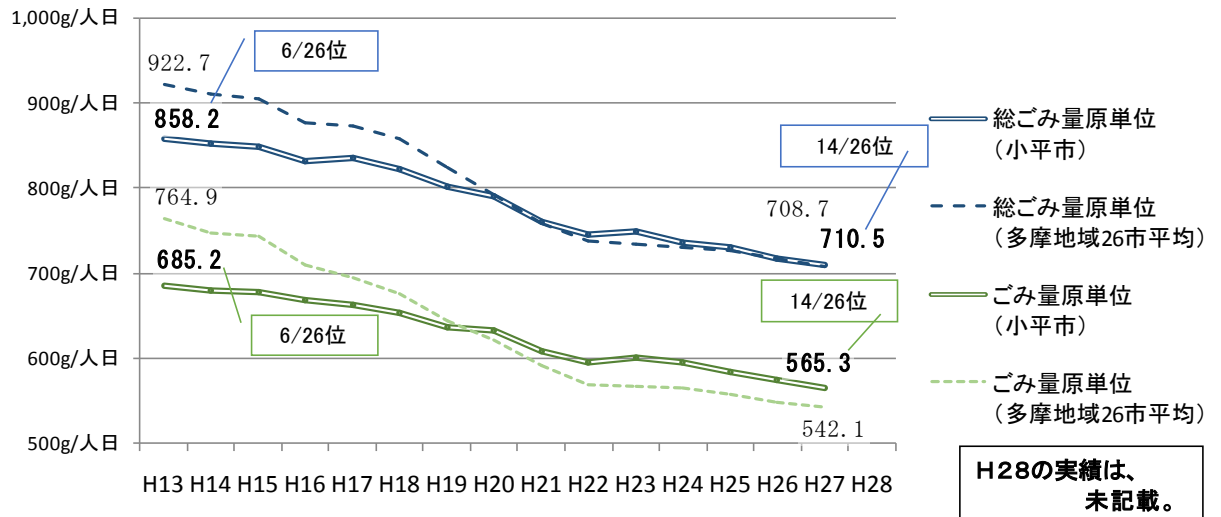
注2)平成25年度調査



未達成である数値目標のうち、資源物混入率については、特に「燃えないごみ」に含まれるプラスチック容器の分別が課題です。

また、前計画で参考数値としていた収集時リサイクル率は、計画目標値に達していませんが、処理ごみ量原単位が大幅に減少したことは、リサイクルよりも優先順位の高い発生抑制や再使用が進んだことを示していると推測できます。

一方、廃棄物の減量化の傾向は、多摩地域全体としても見られます。そして、その減量化傾向は小平市のものよりも顕著であり、従前は多摩地域全体の実績より減量化が進んでいた小平市の実績は、近年では全体よりも遅れてしまっています。



注1) データは、多摩地域ごみ実態調査(公益財団法人東京市町村自治調査会)に基づきます。

注2) 総ごみ量原単位は、ごみと資源物の合計量を一人1日当たりに換算した数値です。ただし、集団回収分は除きます。

注3) ごみ量原単位は、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」の一人1日当たりの量の合計です。

注4) 総ごみ量及びごみ量ともに、小平市ごみ処理基本計画で数値目標としている「排出物原単位」及び「処理ごみ量原単位」とは算出方法が異なるため、数値は一致しません。

注5) 順位は、多摩地域26市3町1村の中での量が少ない方からの順位です。

4. 計画（平成25年度（2013年度）策定）の課題の対応状況

| 改訂前計画で課題とした事項 | 評価（対応状況） |
|---------------------------------|---|
| <p><u>（1）更なる意識の向上</u></p> | <p><u>重点施策や個別施策における様々な施策の実施により、基準年度（平成24年度（2012年度））以降、排出物原単位や処理ごみ量原単位は、年々減少しています。</u></p> <p><u>排出物原単位</u></p> <p>平成24年度（2012年度）：770.6g/人日 平成28年度（2016年度）：731.8g/人日</p> <p><u>処理ごみ量原単位</u></p> <p>平成24年度（2012年度）：594.6g/人日 平成28年度（2016年度）：560.2g/人日</p> |
| <p><u>（2）生ごみ・未利用食品の削減</u></p> | <p><u>平成29年度（2017年度）から本格実施とした食物資源循環事業をはじめとする食物資源の資源化事業とともに、食品ロス削減の啓発活動の一環として、イベントなどでフードドライブを実施しています。</u></p> <p><u>食物資源循環（モデル）事業 資源化量（参加世帯数）</u></p> <p>平成24年度（2012年度）：36t/年（581世帯） 平成28年度（2016年度）：60t/年（989世帯）</p> |
| <p><u>（3）プラスチック容器の分別の促進</u></p> | <p><u>小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備による全量容器包装プラスチックの資源化について、平成31年度（2019年度）の実施に向けて検討を進めています。</u></p> |
| <p><u>（4）施設の老朽化への対策</u></p> | <p><u>各施設について、基本構想や基本計画等を策定し、小平・村山・大和衛生組合及び構成3市で計画的な施設整備に向けた検討を進めています。</u></p> |
| <p><u>（5）家庭ごみ有料化・戸別収集</u></p> | <p><u>家庭ごみ有料化・戸別収集への移行については、平成31年度（2019年度）中の実施に向けて取組を進めています。</u></p> |

5. 今後に向けた課題

今後の小平市における廃棄物減量と処理に係る課題として、従前からの課題と合わせて、計画の改訂に当たって、平成25年（2013年）5月・平成28年（2016年）11月に実施した実態調査（市民アンケート調査及びごみ組成分析調査）から見えてきた課題として、以下のものがあげられます。

(1) 更なる意識の向上

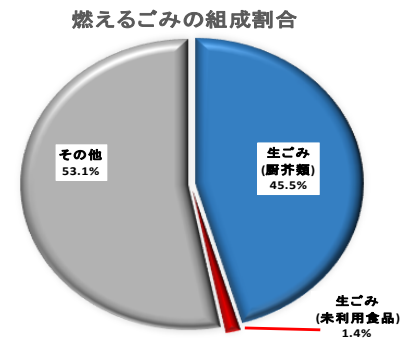
今回（平成28年度（2016年度））の市民アンケート調査では、小平市のごみの減量や処理に関する4つの設問に対する回答について、「満足している」を5点、「どちらかといえば満足している」を4点、「どちらかといえば不満がある」を2点、「不満がある」を1点として平均点を算定した結果、「ごみの減量や処理の情報公開・提供」については、評価点が3.93点（平成25年度（2013年度）：3.83点）と4つの設問で最も低いほか、「わからない」との回答が281票（平成25年度（2013年度）：235票）と多く、情報公開・提供について、そのあり方を検討する必要があります。

| 項目 | 回答件数 | | | | | | 評価点 |
|--------------------|--------|----------------|---------------|-------|-------|-----|------|
| | 満足している | どちらかといえば満足している | どちらかといえば不満がある | 不満がある | わからない | 無回答 | |
| ごみの収集 | 447 | 337 | 33 | 7 | 23 | 15 | 4.44 |
| ごみの減量や処理の情報公開・提供 | 156 | 319 | 68 | 20 | 281 | 18 | 3.93 |
| ごみの減量や処理への小平市の取り組み | 182 | 319 | 43 | 16 | 283 | 19 | 4.09 |
| 住んでいる地域の清潔さ | 331 | 403 | 61 | 21 | 33 | 13 | 4.18 |

※評価点は「満足している」を5点、「どちらかといえば満足している」を4点、「どちらかといえば不満がある」を2点、「不満がある」を1点として平均点を算定した。

(2) 生ごみ・未利用食品の削減

ごみの中に生ごみや紙類、プラスチック類などの各品目が含まれている割合を調査する「ごみ組成分析調査」の結果からは、燃えるごみには、未利用食品が1.4%（平成25年度（2013年度）：5.4%）含まれており、ごみとして出されている未利用食品は、年間約420t（平成25年度（2013年度）：1,600t）と推計されます。



また、平成28年度（2016年度）の市民アンケート調査では、「食品ロス（まだ食べられるのに捨てられてしまう食品）」の設問に対する回答について、「ほとんど食品ロスを出さない」が4割でしたが、その一方で、出すことのある食品ロスは、「食べ残し」「手つかず食品」「過剰除去」などの順でした。

(3) プラスチック容器・雑がみ等の資源物の分別の推進

現在、プラスチック製の廃棄物については、下図のとおり、ラップ、ビニールや包装類等の軟質の物は「燃えるごみ」とし、硬質の物のうち、ボトル類、カップ型容器等の容器包装プラスチックで、きれいな物は「プラスチック容器」として分別収集・資源化をするなどの分別区分となっています。

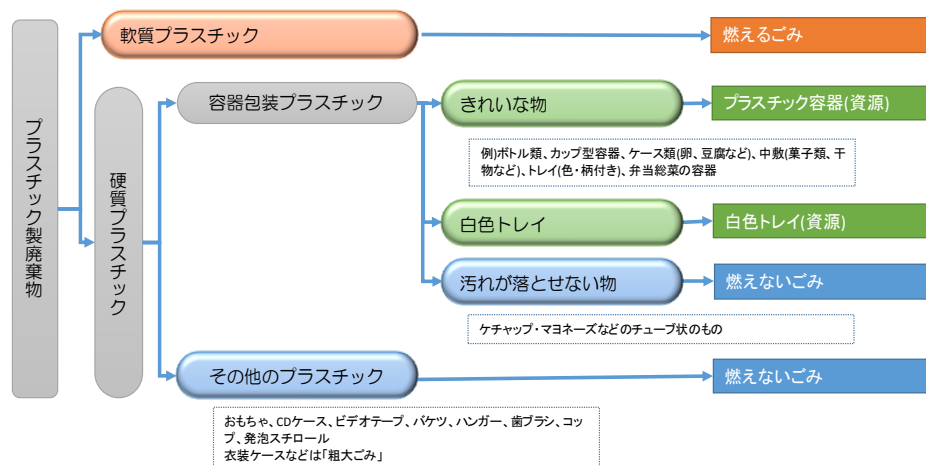
ごみ組成分析調査の結果、分別収集の対象となっている硬質の「プラスチック容器」の5割以上（平成25年度（2013年度）：7割以上）がごみとして捨てられていると推計されます。その一方で、リサイクルセンターでの実態として、中身が入ったままの汚れた

物も資源物として出されてしまうことがあります。また、分別収集の対象となっている雑がみ等（新聞紙・雑誌・雑がみ・段ボール・シュレッダーくず）の3割以上がごみとして捨てられていると推計されます。

さらに、家庭から収集される燃えないごみに、可燃物の「軟質プラスチック」が4.2%含まれており、ごみとして出されている「軟質プラスチック」は、年間約190t（平成25年度（2013年度）：約300t）と推計されます。

平成28年度（2016年度）の市民アンケート調査では、現在のプラスチック容器の分別については、「よく知っている」が56.0%である一方で、「何となく知っていた」「知らなかった」が合計で42.9%を占めていました。また、分別がわからなくて困っている品目を質問した結果、プラスチックが全体の34.0%を占めており、そのうち「プラスチック容器」が最も多くありました。

現在プラスチック製廃棄物の分別区分



(4) 施設の老朽化への対策

計画期間内では、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設の老朽化に伴う更新が大きな課題となるほか、小平市リサイクルセンターの老朽化等にも伴い、現在、小平・村山・大和衛生組合と構成3市で検討を進めている小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の着実な整備と、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設で取り扱わない資源化品目を中間処理するための施設整備が必要となります。

① ごみ中間処理施設

小平市のごみの中間処理は小平・村山・大和衛生組合で行っています。

ごみ焼却施設については、3号ごみ焼却施設は40年以上が経過、4・5号ごみ焼却施設は30年以上が経過しており、部分更新事業など、改造及び補修工事により、平成33年度（2021年度）まで稼働予定です。

粗大ごみ処理施設（破砕選別施設）は、40年以上が経過して、老朽化とともに、システムの旧式化により現在のごみ質に適さなくなっているなどの問題が生じていて、その更新は喫緊の課題となっています。

今後、ごみの中間処理に危機的な事態を招くことのないよう、小平・村山・大和衛生組合の各施設の更新を、着実に進めていかなくてはなりません。

| | | |
|----------------|--------------------------------------|---|
| 名称 | 小平・村山・大和衛生組合 | |
| 所在地 | 小平市中島町2番1号 | |
| 敷地面積 | 約15,700㎡(組合所有 約9,200㎡ 小平市借地 約6,500㎡) | |
| 施設概要 (主なもの) | 粗大ごみ処理施設 (破碎選別施設) | 昭和50年10月竣工 75t/5h 平成10年3月選別装置改造 |
| | 焼却施設(3号炉) | 昭和50年3月竣工 150t/24h (全連続燃焼式ストーカ炉) 平成2年11月大規模改造 平成15年3月バグフィルター設置 |
| | 焼却施設(4・5号炉) | 昭和61年11月竣工 105t/24h×2炉 (全連続燃焼式ストーカ炉) 平成15年3月バグフィルター設置 |
| 沿革 | 昭和35年(1960年) | 当時の小平町が現在の場所をごみ処理施設に都市計画決定し、焼却場を建設 |
| | 昭和40年(1965年)2月 | 3市による一部事務組合を設立、共同処理事業に移行。小平市施設を引継ぎ処理。 |
| | 昭和46年(1971年)以降 | 2号炉等、人口急増、ごみ増等に対して施設拡充 |

② リサイクル施設

資源物の中間処理は、市のリサイクルセンターにおいて、主にビン、カン、ペットボトル及びプラスチック容器の選別、圧縮などを行っています。

プラスチック容器の処理量は、年々増加の傾向にあり、現在のリサイクルセンターでは、現状を超えた資源化品目の処理ができません。このことから、全量容器包装プラスチックの資源化を行う場合等は、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の着実な整備による処理能力の確保が課題となります。

また、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設で取り扱わない資源化品目については、現在リサイクルセンターで中間処理をしているビン、カンなどのほか、市の清掃事務所で選別などを行っている電池や蛍光管などについても、市単独で処理体制を確保することが必要です。

| | | | | | |
|-------|---------------------------|--------------------|------------------------------|--------------------|-------------------|
| 名称 | 小平市リサイクルセンター | | | | |
| 所在地 | 小平市小川東町5丁目19番10号 | | | | |
| 敷地面積 | 11,447㎡ | | | | |
| | ビン・カン 選別等施設 | ペットボトル 再資源化施設 | 粗大ごみ展示・ 販売施設 「リプレこだいら」 | | 古布等積替所 |
| | | | 展示場 | 作業場 | |
| 構造・規模 | 鉄骨造2階建 | 軽量鉄骨造 | 軽量鉄骨造 | 軽量鉄骨造 | 重量鉄骨造 |
| 処理能力 | ビン 11.2t/5h カン 8.2t/5h | ペットボトル 3.75t/5h | — | — | — |
| 建設年度 | 平成5年度 (1993年度) | 平成8年度 (1996年度) | 平成8年度 (1996年度) | 平成12年度 (2000年度) | 平成8年度 (1996年度) |

注) プラスチック容器の処理も、ペットボトル再資源化施設で行っています。

(5) 家庭ごみ有料化・戸別収集等

① 家庭ごみの有料化

家庭ごみ有料化については、廃棄物の問題に対して市民一人ひとりに関心を持ってもらうことなどにより、ごみだけでなく、資源物も含めた廃棄物の総量を減量する効果が期待されます。

多摩地域では、26市のうち22市で家庭ごみの有料化を実施しており、未実施は、小平市、国立市、東久留米市、武蔵村山市の4市（国立市・東久留米市は平成28年度（2016年度）中に実施予定）となっています。家庭ごみ有料化を実施している市を見ると、実施していない市に比較して、ごみ減量が進んでいる効果が見られます。

小平市では、平成13年（2001年）に廃棄物減量等推進審議会から「市民に家庭ごみの処理費用の相応の負担を求めるべきである。」との主旨の答申を受けていますが、今回の市民アンケート調査では、「賛成である」「ごみ減量の効果があれば、導入はやむを得ない」の合計が、44.8%、「反対である」「ごみ減量の効果があっても、導入には抵抗がある」の合計が42.8%という結果でした。

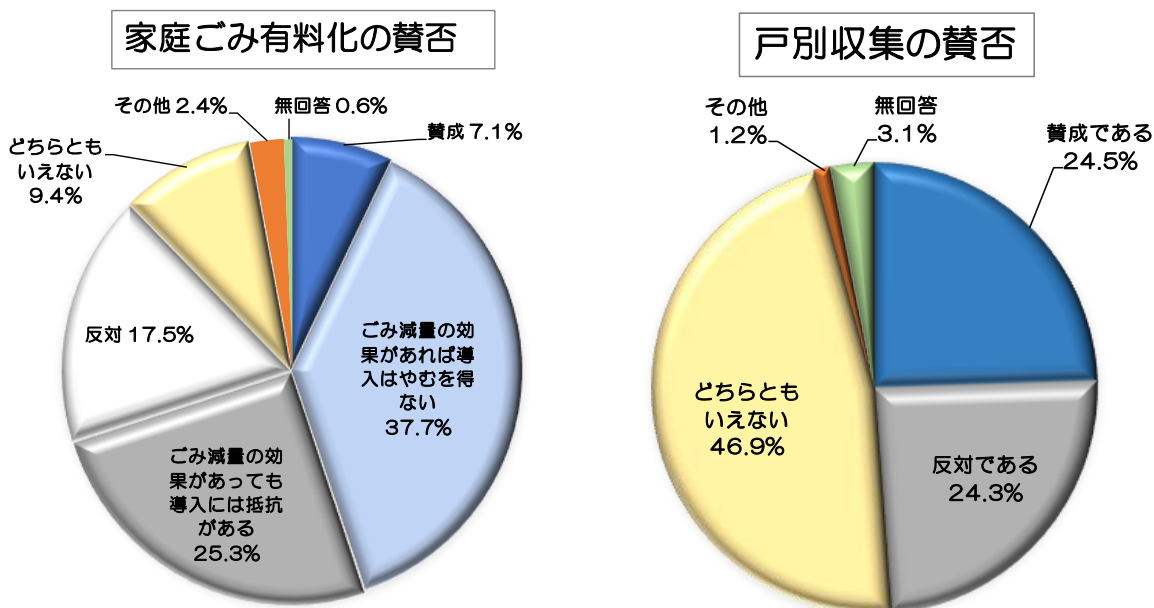
② 戸別収集

家庭からの廃棄物の収集方式としては、多摩地域では、小平市が行っているステーション方式が一般的でしたが、近年では家庭ごみの有料化と合わせて戸別収集に移行する例が多数を占めています。

また、現在の収集方式であるステーション方式は、排出者が特定しにくいいため、ルール違反などが発生しやすいことや、設置場所や日々の管理などをめぐるトラブルが発生しやすいといった問題があります。

今回の市民アンケート調査では、「どちらともいえない」が46.9%であったほかでは、「賛成」(24.5%)が「反対」(24.3%)を若干上回るという結果でした。

戸別収集については、ステーション方式に比べて、収集経費の増加や収集時間の遅延、収集車両の増加といったデメリットがありますが、各世帯が排出するごみに責任を持ち、ごみ問題への意識が高まるようになること、一人暮らし高齢者などの普段のごみ出しが困難な世帯にとってはサービスの向上となること、道路上の集積所がなくなることでまちの美観が向上することなどのメリットがあります。



③ 効率的な収集・運搬体制・分別基準の検討【新規】

これまで、燃えるごみは週2回、燃えないごみ、資源物はそれぞれ週1回の体制で収集を行ってきましたが、今回の市民アンケート調査では、ごみ・資源物の排出頻度について、紙類や布類などの一部で、「年数回」や「月1回」という、現状の収集頻度より少ない排出頻度の品目が多くありました。

今後、収集効率の向上のため、収集品目・収集頻度などの収集・運搬体制について検討していきます。

また、市民アンケート調査では、処分方法について、「市のごみ収集」という回答がありましたが、ごみの減量を進めるためには、再生利用（リサイクル）が可能であるにもかかわらず、ごみとして排出されている品目について、資源化を進めることも有効です。

拡大生産者責任に基づいて製造事業者や販売事業者との協働も視野に入れ、収集品目の検討、分別の徹底、製造事業者の取組のPR等を検討していきます。

第3章 計画理念・目標

1. 基本理念

こつこつ小平 『もったいない』が 根づくまち

2. 施策の基本方針

基本理念の実現により目指す循環型社会への変革に向けて、市が実施する施策は、次の方針を基本として実施していきます。

(1) 廃棄物の発生抑制（Reduce リデュース）

廃棄物の発生抑制とは、ごみはもちろん資源物も含めた総量の抑制、つまり廃棄物の発生そのものを抑制することです。例えば、事業者はなるべく長く使える物を生産、販売し、市民もこのような物を進んで選択し、容易に廃棄物となる物を生活に持ち込まないなど、社会のあり方の変革を促し、廃棄物の発生を抑制することです。

小平市においても、循環型社会の形成のための第一の方策として、廃棄物の発生抑制を位置付け、取組を推進します。

(2) 再使用の促進（Reuse リユース）

循環型社会形成のための第二の方策として、物がいったん不用になってしまったとしても、他の市民や事業者への譲渡、交換や、他の目的で再度利用するなど、物が「再使用」されることを促進します。

(3) 再生利用の推進（Recycle リサイクル）

不用となり、再使用することが難しい物についても、そのままごみとして処分するのではなく、原材料として再生し、利用されることが、天然資源の消費の抑制につながることから、再生利用の推進は依然として重要です。循環型社会の形成のための第三の方策として、再生利用を推進します。

(4) 適正処理の維持・向上

循環型社会の形成のためには、物を廃棄物にしないことが優先されますが、いったん廃棄物として発生したものについては適正に処理しなければなりません。

市民の生活と事業者の活動にとって必要不可欠である安全かつ安定した廃棄物処理の体制を維持するとともに、環境への配慮を優先しつつ、質の高い廃棄物処理を目指します。

3. 数値目標と指標

前計画では、7つの数値目標を設定していましたが、本計画では、重点が明確となるよう、そのうちの「排出物原単位」及び「処理ごみ量原単位」を、目標値を設定する指標（数値目標）とし、その他の5つは、今後の本計画の進捗状況管理の指標とします。

また、これらのほか、「温室効果ガス排出量」「市民満足度」も指標としています。

これらの数値目標と指標は、第7章に記載している「計画の運営管理」のPDCAサイクルに活用します。

(1) 数値目標（目標値を設定する指標）

- ① 市民一人1日当たりごみ・資源物総量（排出物原単位）
- ② 市民一人1日当たりごみ量（処理ごみ量原単位）

(2) 毎年度モニター指標（目標値を設定しないが毎年モニターする指標）

- ① 収集ごみ量原単位
- ② 持込ごみ量
- ③ 収集時リサイクル率
- ④ 収集ごみ量原単位
- ⑤ 最終処分量

(3) 計画見直し時モニター指標

- ① 資源物混入率（ごみ組成分析調査による）
- ② 市民満足度（市民アンケート調査による）

第4章 市民・事業者・市の行動

1. 三者それぞれの役割

循環型社会を築くためには、市民は排出者として、物が廃棄物となる前の段階からの取組が求められます。

事業者は排出者としての取組のほかに、物の製造、加工、販売等を行う者として、それぞれの立場においての取組が求められます。

市は、市内の一般廃棄物の減量及び処理に関する責任主体として、こうした取組が進められるよう、仕組みづくりや働きかけ、支援を行います。そのために実施する施策は、第5章に記します。

2. 市民の行動指針

3R、とりわけ、廃棄物の発生抑制に関しては、「容易に不用となる物を家庭に持ち込まない。」等の取組が必要です。

市民は、ごみと資源物の分別の徹底など、適正な処理を心がけることはもとより、一人ひとりが日常生活の中で3Rに取り組むことが求められます。

市民の望ましい行動については、次のように考えられます。

(1) 3Rの推進

- 無駄なものは買わず必要なものだけを買うように心がける。
- 買物の際には、マイバッグなどを持参してレジ袋を受け取らない。また、過剰包装を断る。
- 商品を購入するときは、再生品などの環境に配慮した商品を選択する。
- 製品などをなるべく長期間使用する。
- 使える物は、最後まで使い切る。食べられる物は、最後まで食べ切る。
- リサイクルショップの利用など、不用品の再活用を図る。
- 食物資源（生ごみ）処理機などを利用し、生ごみの堆肥化を進める。
- 集団回収などの市民の自主的な活動に参加し、または協力する。
- ごみを出すときは、資源物を適切に分別する。
-
-

(2) 適正処理の推進

- ごみや資源物を出す際には、決められた分別区分や出す時間など、出し方のルールを守る。
- 集積所の清潔保持や街の美化に努める。
- ごみの不法投棄や野外焼却はしない。
-
-

3. 事業者の行動指針

排出者としての事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するほか、3Rの推進や適正処理の確保に関して市の施策に協力することが求められます。

また、事業者は、拡大生産者責任（EPR）に基づいて、製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等を通じて3Rの推進につながる取組を積極的に行うことが必要です。

事業者の望ましい行動については、次のように考えられます。

(1) 3Rの推進

① 排出者として

- それぞれの業種や規模などに応じて、事業活動における3Rの推進に取り組む。
- 食品関連事業者は、食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）にのっとり、食品ロスの削減や食品廃棄物の再生利用等に取り組む。
- 物品を購入するときは、再生品などの環境に配慮した物品を選択する。
- 物品などをなるべく長期間使用する。
- 廃棄物を排出するときは、再利用の可能な物の分別を行う。
- 事業用大規模建築物の所有者は、再利用計画書を作成する。
-

② 製造者、加工者、販売者等として

- 長期間使用可能な製品や再生利用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保などに努める。
- 再生資源などを利用するよう努める。
- 包装、容器等の適正化を図り、発生抑制に努める。
- 再使用が可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収を行う方策を講じる。
- 市民が商品の購入などをする際に、適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要としたり、返却をしたりするときには、その回収などに努める。
-
-

(2) 適正処理の推進

- 廃棄物処理法等の関係法令を遵守する。
- 事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに、廃棄物の処理業者に適切に処理させる。
- 少量（1日平均10kg未満）排出事業者が市の収集に排出する際には、市指定の有料ごみ処理袋等を使用する。
- 処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水などの処理を適正に行う。
- 事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物管理責任者の選任、廃棄物の保管場所の設置などを行う。
- ごみの不法投棄や野外焼却はしない。
-
-

第5章 市が実施する施策

1. 計画（平成25年度（2013年度）策定）の重点施策の取組状況

| 改訂前計画の重点施策 | 評価（対応状況） |
|----------------------------------|--|
| <u>（1）3Rの推進・適正処理に向けた意識向上</u> | <u>平成26年（2014年）11月の分別変更に伴い、パンフレット「私のまちのごみと資源の出し方」の内容を見直し、全戸配布しました。また、平成27年（2015年）10月には、スマートフォン・タブレット端末向けに、「ごみ分別アプリ」の運用を開始しました。</u> |
| <u>（2）生ごみの減量（食物資源の資源化推進）</u> | <u>平成22年度（2010年度）から開始した、生ごみの減量と食物資源としてのリサイクルを目的とした「食物資源循環モデル事業」を拡大し、平成28年度（2016年度）には、目標に掲げていた参加世帯数（1,000世帯）を概ね達成しました。</u> |
| <u>（3）容器包装プラスチックの資源化推進</u> | <u>市報や市のホームページ等での啓発や、マイバッグキャンペーンの実施により、環境に配慮した買い物（容器包装の少ない商品の選択、マイバッグの使用など）を促しました。また、全量容器包装プラスチックの資源化の実現に向けて、小平・村山・大和衛生組合及び構成3市共同で、3市共同資源化事業の実現に向けて、資源化の推進や施設整備に向けた準備をしています。</u> |
| <u>（4）適正な処理の維持・向上に向けた処理体制の整備</u> | <u>小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設については、平成28年（2016年）2月に計画を作成し、稼働に向けて取組を進めています。また、焼却施設については、計画の作成にあたり、平成29年（2017年）に懇談会を設置し、検討を進めています。</u> |
| <u>（5）家庭ごみ有料化・戸別収集への移行</u> | <u>平成29年（2017年）4月に「家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行」についての基本方針を策定し、平成31年度（2019年度）中の実施に向けて取組を進めています。</u> |

※詳細は、〇〇ページに記載しています。

2. 重点施策

第2章4で掲げた課題を踏まえ、市民や事業者の取組を求めつつ、計画理念・目標を実現することを目指して、市は、次の施策に重点的に取り組みます。

(1) 3Rの推進・適正処理に向けた意識向上

循環型社会の形成のためには3Rや適正処理が基本であり、その実現のため、さまざまな市民の学習や啓発活動を継続的に行うことなどによって、前章に掲げた行動の実践など、市民生活や事業活動の見直しを促します。

-
-

(2) 生ごみの減量（食物資源の資源化推進）

燃えるごみの多くの割合を占める生ごみについて、発生の抑制と再生利用の推進により、一層の減量を進めます。

-
-

(3) 容器包装プラスチックの資源化推進

現在、資源化対象品目とすることができていない軟質の物も合わせた、全量容器包装プラスチックについて、資源化の推進や分別のわかりやすさの向上などを図るため、資源化に取り組みます。

-
-

(4) 適正な処理の維持・向上に向けた処理体制の整備

地方自治体の責務として、環境衛生の維持の面からも、市民生活や事業活動から日々出される廃棄物を、中断なく、適正に処理を続けることができるよう、処理体制の整備を進めます。整備に当たっては、日頃から多大なご理解とご協力をいただいている近隣の住民をはじめ、広く市民の理解を得られるよう、十分に配慮していきます。

① 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備

-
-

② 他の資源化品目の処理施設の整備（更新）

-
-

③ 焼却施設等の更新

-
-

(5) 家庭ごみ有料化・戸別収集への移行・効率的な収集・運搬体制・分別基準の検討

家庭ごみ有料化の目的を「市民の意識改革」とし、その結果として、市民による廃棄物の減量、資源物の分別の徹底などの取組を促し、また、公平性の確保などを図るものと位置付け、実施に向けた検討を進めます。実施に当たっては、市民に処理費用の負担を受け入れていただけるよう、十分な周知、問題意識の共有などを図ります。

また、排出者の明確化（排出者の特定が容易となること）によって家庭ごみ有料化の実効性と効果を確保するための方策として、戸別収集への移行を合わせて検討します。

① 家庭ごみ有料化

-
-

② 戸別収集への移行

-
-

③ 効率的な収集・運搬体制・分別基準の検討【新規】

-
-

重点施策の実施スケジュール一覧



注1) この図は、(4) ①「3市共同資源物処理施設の整備(新設)」の「稼働」を、平成31年度(2019年度)として、これに連動する他の施策の実施スケジュールの概略を図示したものです。

注2) (4) ③「焼却施設等の整備(更新)」は、ごみ焼却施設の更新のスケジュールを示すものです。

3. 計画（平成25年度（2013年度）策定）の個別施策の取組状況

| | |
|--------------------------------|---|
| <p><u>(1) 3R推進施策</u></p> | <p><u>小型家電リサイクルの実施</u></p> <p>イベント回収、日時・場所を定めての拠点回収（リサイクルきやらばん）を年に6回のペースで実施し、啓発を行っています。また、市役所、東部・西部市民センター、市内図書館6カ所に回収ボックスを設置しました。さらに、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者（リネットジャパン株式会社）と協定を締結し、小型家電の宅配便による自宅回収サービスについて案内を開始しました。</p> <p><u>陶磁器リサイクルの実施</u></p> <p>イベント回収と日時・場所を定めての拠点回収を実施し、順調に推移しています。拠点回収では、新たな回収場所での回収や、休日回収をすることにより、市民の利便性の向上を図りました。</p> <p><u>スプレー缶・ガスカートリッジ缶・ライターのリソース化</u></p> <p>平成26年（2014年）11月より、スプレー缶・ガスカートリッジ缶等に係る、排出時（穴あけ）、収集・処理時（爆発・火災）の事故の防止を目的に、スプレー缶・ガスカートリッジ缶、ライターのリソース化を開始しました。</p> |
| <p><u>(2) 適正処理の維持・向上施策</u></p> | <p>適正排出指導として、不適正な分別や不法投棄に対して、警告シール貼付や、ごみと資源の出し方パンフレット等の投函により、排出ルール徹底を図っています。</p> <p>不法投棄対策として、毎年6月と12月に不法投棄監視パトロールをクリーンメイトと協力して行っています。</p> |
| <p><u>(3) 災害廃棄物対策</u></p> | <p>災害廃棄物処理計画を策定し発災後のごみやがれきの処理体制を確保します。</p> |

※その他、詳細は〇〇ページに記載しています。

4. 個別施策

市は、重点施策のほか、次の施策を通じて、計画理念・目標の実現を目指します。

(1) 3R推進施策

- ① 3R推進のための市内小売店舗の取組の促進
- ② 不用品交換、リサイクルショップ、レンタルサービス等の情報提供
- ③ 集団回収の促進
- ④ 小型家電リサイクルの促進
- ⑤ 陶磁器リサイクルの促進
- ⑥ せん定枝リサイクルの実施
- ⑦ その他の品目の資源化の検討
- ⑧ 小平・村山・大和衛生組合の構成3市共同の取組【新規】
- ⑨ 資源物の持ち去り行為対策
- ⑩ 事業系廃棄物対策
- ⑪ 事業者の取組の促進（拡大生産者責任）【新規】
- ⑫ 一事業者としての市の取組の推進

(2) 適正処理の維持・向上施策

- ① 適正排出指導・不法投棄対策
- ② 事業系廃棄物対策

(3) 災害廃棄物対策

震災等の発生後は、大量のがれきが発生することが見込まれるほか、家庭や避難所等からは生ごみ等も発生することが見込まれます。応急対策や復旧・復興を円滑に実施するため、また、特に生ごみ等は、地域の衛生環境の維持のため、早急な処理が必要となります。

5. 今後の廃棄物処理体制

今後の廃棄物の処理については、これまでに掲げた施策と合わせて、次の体制で行います。

(1) 収集運搬

市民生活や事業活動から生じる廃棄物を、生活環境に支障が生じないように、適正かつ円滑に収集運搬する必要があることを踏まえ、以下のとおりの体制とします。

- 市で行う収集運搬については、環境保全の重要性や廃棄物処理の公共性を十分に認識し、業務の確実な履行を重視したうえで民間委託を行うことにより、これまでと同様に、適切かつ円滑に実施します。
- 市が収集しない多量排出事業者などの廃棄物については、市が許可する収集運搬許可業者等により収集運搬するものとし、市は、引き続き許可に関する業務を行います。

(2) 中間処理

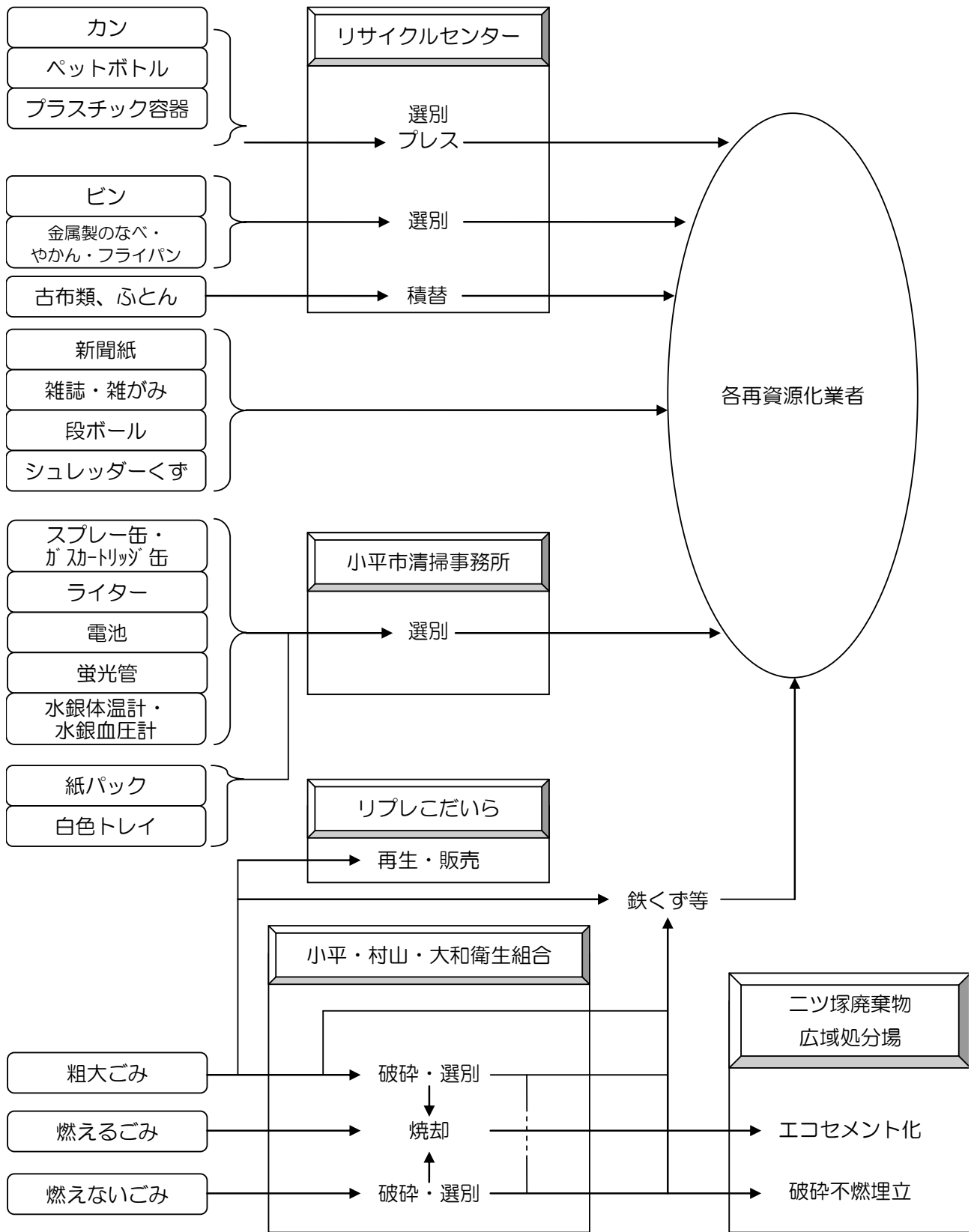
市で行う廃棄物の中間処理については、施設整備（更新）を進めながら、以下のとおり処理を行います。

- ごみの中間処理は、小平・村山・大和衛生組合において行うものとしします。
- 資源物の中間処理は、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の整備等を進めながら、当面の間は、リサイクルセンター等において、現状の処理体制で行います。

(3) 最終処分

小平・村山・大和衛生組合における中間処理によって生じる焼却灰と破碎不燃については、今後も処分場の適正な管理・運営に市としても貢献しながら、東京たま広域資源循環組合が管理・運営する二ツ塚廃棄物広域処分場での最終処分をしていくものとしします。

- 市としての各施策の実施のほか、小平・村山・大和衛生組合での中間処理段階における資源化の拡大など、最終処分量の削減に努めます。
- 処分場への搬入廃棄物の適正化を維持します。
- 公共工事でのエコセメント製品の利用などを通じて、エコセメント事業を支援していきます。



6. 市民参加と協働

施策の決定や実施に当たっては、市民・事業者への情報提供や参画、協働などを図ります。

(1) 市民参加

市の廃棄物に関する施策の決定や実施に当たっては、市民・事業者への情報提供を行うとともに、市民参加を図り、意見を把握して、適宜反映することが必要です。

(2) 市民・事業者との協働

市民や事業者とのコミュニケーションを充実し、協働により施策を実施することで、市単独で実施するよりも柔軟かつ効果的な施策実施が期待できます。

- ① ごみ減量推進実行委員会 ② 廃棄物減量等推進員 ③ 市民団体等

第6章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水の処理状況

市内の公共下水道普及率は100%に達しており、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理しています。

しかし、やむを得ない事情により水洗化できない一般家庭の汲み取り式便所や仮設トイレのし尿、浄化槽の汚泥等については別途処理を行っています。

① 収集運搬

し尿については、市が民間委託により収集運搬（汲み取り）を行っており、浄化槽汚泥は許可業者により収集運搬するものとしています。

② 処理

小平市は、昭和40年度（1965年度）に、し尿及び汚泥の処理を目的として湖南衛生組合に加入しています。

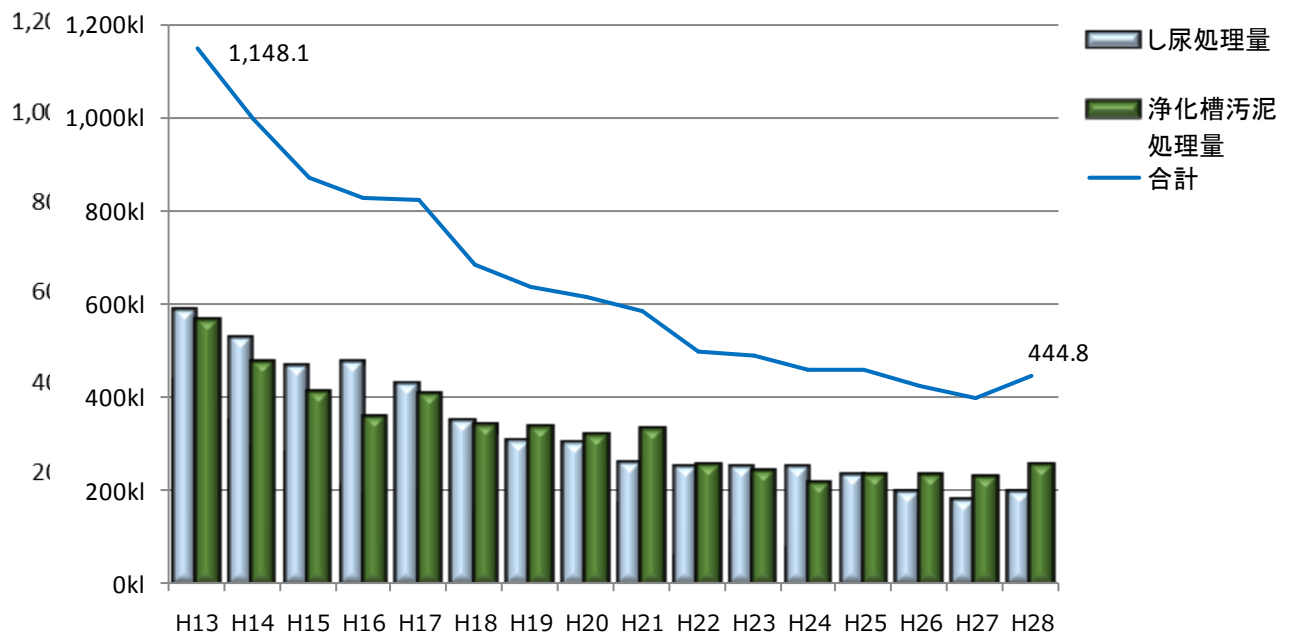
その後、湖南衛生組合の処理量は、公共下水道の敷設の進展とともに減少し、現在では最盛期の2割程度の稼働にまで減少しています。

一方、施設の老朽化も進んできており、処理量の減少と併せて、効率的な施設運営を図るため、平成20年度（2008年度）に、前処理希釈方式（最も簡易な処理方式で、し尿等のきょう雑物を破碎して除去した後、下水道放流基準値まで希釈して下水放流する方式）による、処理能力6kl/日の施設に改修しました。

(2) し尿などの処理量

処理量はこれまで減少を続けてきており、平成13年度（2001年度）の1,148klに対して、平成28年度（2016年度）では444.8klでした。

今後も下水接続に伴いし尿の処理量は減少が見込まれるものの、工事現場やイベント用の仮設トイレについては今後も残存するものと考えられます。



2. 今後の取組

- 公共下水道に未接続の家庭に対しては、引き続き接続を促すとともに、今後も一定規模での残存が見込まれる仮設トイレ等のし尿について、適正に処理することができるよう、収集運搬と処理の体制を維持します。

第7章 計画の運営管理

市の一般廃棄物処理事業の目標の達成状況を管理し、以後の事業実施に反映するため、事業の点検・見直し・評価を行う仕組み（PDCAサイクル）を実施します。

(1) 年度ごと

- 前年度の実績をとりまとめ、数値目標と毎年度モニター指標を算出します。
- 前年度の事業実施状況を確認し、廃棄物対策に関する課題等を検討して、各年度の実施計画策定に当たり、施策に反映させます。
- 事業の実施状況や数値目標が本計画と大幅に異なった場合や、その他大きな状況の変化があった場合などは、計画の見直しを含めて検討します。
- 上記については、市の環境施策推進本部での内部チェックのうえ、小平市廃棄物減量等推進審議会に報告し、意見をとりまとめて、公表します。

(2) 計画の見直し（中間改訂・改定）時

- 平成34年度（2022年度）には、全体としての計画達成状況を点検・評価の上、計画の見直し（中間改訂・改定）を予定します。
- 市民の意識・意向やごみの組成を調査して、計画見直し時モニター指標を算出します。
- 計画の見直しは、原則として、廃棄物減量等推進審議会に諮問し、その審議を踏まえて行います。

| | 年度ごと | 計画の見直し時 |
|-----------|---|--|
| 点検・評価の方法 | 行政データや各施策の執行状況や達成状況などを基に実施 | 左のほか市民の意識・意向やごみの組成を調査して実施 |
| 点検・評価の主体 | 市の環境施策推進本部での内部チェックのうえ、結果について審議会の意見を求めます。 | 市の環境施策推進本部での内部チェックのほか、調査手法や結果については審議会に審議を求めます。 |
| 点検・評価の項目 | <ul style="list-style-type: none"> ●数値目標 市民一人1日当たりごみ・資源物総量（排出物原単位） 市民一人1日当たりごみ量（処理ごみ量原単位） ●毎年度モニター指標 収集ごみ量原単位 持込ごみ量 収集時リサイクル率 最終処分量 温室効果ガス排出量 | <ul style="list-style-type: none"> ●左記のほか計画見直し時モニター指標 資源物混入率（組成分析調査による） 市民満足度（市民アンケート調査による） |
| 見直し・改善の方法 | 同年度以降の施策実施に反映します。 | 一般廃棄物処理基本計画に反映します。 |
| 情報公開 | 市ホームページ等を通じて公表します。 | 市ホームページ等を通じて公表します。 |

資料編

資料1 国や都の動向（関連計画等の概要）

資料2 人口と事業所の動向

資料3 廃棄物処理事業に関する温室効果ガス排出量の推計

資料4 市民アンケート調査

資料5 ごみ組成分析調査

資料6 廃棄物のフローと将来推計

資料7 計画策定の経過